

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報及び原災法第10条の可能性のある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障発生（警戒事象）の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

事故発生時における市の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

災害対策本部等の設置	配備基準
関係者会議	・環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル
災害情報連絡会議	・環境への有意な放射性物質の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル
災害警戒体制本部	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上 $5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル ・警戒事態の発生
災害対策本部 (緊急体制)	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上（1地点）の事故・トラブル ・施設敷地緊急事態の発生
災害対策本部 (非常体制)	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上（2地点以上又は10分以上/地点）の事故・トラブル ・全面緊急事態の発生

第2節 災害警戒体制本部以前の体制

担当	責任者	総務部長
	班	総務班、関係各部

第1 設置基準

- 1 警戒事態に該当しない事故・トラブルで、環境への有意な放射性物質等の放出のおそれがあるもの。
- 2 警戒事態に該当しない事故・トラブルで、環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の放射線量が検出されたとき。
- 3 情報収集事態に該当する大規模な自然災害（立地市町村で震度5弱以上の地震等）

第2 事務分担等

原子力安全対策課、防災対策課及び環境推進課が中心に行い、必要に応じて災害情報連絡会議を開催する。

第3節 災害警戒体制本部の設置

担当	責任者	総務部長
	班	総務班、関係各部

第1 設置基準

災害警戒体制本部は、次の場合に設置するものとする。

- 1 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定局で $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の放射線量が検出されたとき
- 2 警戒事象が発生した場合

第2 組織及び事務分担等

警戒体制本部は、総務部を所管する副市長を本部長とし、他の副市長及び総務部長を副本部長とする。また、総務部を所管する副市長が不在の場合は、次の順序で権限を代行する。

- ①他の副市長 ②総務部長 ③原子力安全対策課

第3 構成員及び職員配置

区分	構成
本部長	総務部を所管する副市長
副本部長	他の副市長、総務部長
本部員	市長公室長、財政部長、生活環境部長、保健福祉部長、都市建設部長、産業経済部長、上下水道部長、消防長、教育部長、議会事務局長、会計管理者、監査委員事務局長、(その他本部長が必要と認めた者)
その他	広報戦略課長、天気相談所長
連絡員等	各部危機管理監、各部政策監、その他各部長があらかじめ指名した職員
配備	第1次動員

第4節 災害対策本部の設置

担当	責任者	総務部長
	班	総務班、関係各部各班

市長は、次の各号に該当するに至った場合は、自らを災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、日立市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するとともに、速やかに県及び関係機関に連絡する。

併せて、警戒活動又は緊急活動を発令し、災害応急対策を実施する。

- 1 原子力事業者より、原災法第10条の規定^{※1}に基づく施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合（警戒活動の発令）
- 2 内閣総理大臣が、原災法第15条の規定^{※2}に基づく原子力緊急事態宣言を発令した場合（緊急活動の発令）
- 3 その他、市長が災害対策本部の発足を必要と認めた場合（警戒活動あるいは緊急活動の発令）

※1 敷地境界付近の放射線量率が $5\mu\text{Sv/時}$ 以上に達するか、もしくはそれに相当する異常事象の発生

※2 敷地境界付近の放射線量率が $500\mu\text{Sv/時}$ 以上に達するか、もしくはそれに相当する異常事象の発生

第5節 災害対策本部の職務

担当	責任者	総務部長
	班	総務班、関係各部各班

第1 組織

災害対策本部の組織は資料23-1のとおりとし、災害対策本部における各班の機能（事務分掌）を編資料23-2に示す。本部長は本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故ある時はその職務を代理する。また、各担当部長は各班の活動を総括する。

第2 災害対策本部会議

1 本部会議の運営

本部長は、応急対策の上で重要な事項を協議するため、災害対策本部会議を開催する。また、必要に応じて、対策本部の班員あるいは職員、防災関係機関の職員、外部の専門家等の出席を求める。災害対策本部会議の事務局は、原子力安全対策課とする。

2 本部会議協議事項

- (1) 災害対策本部の配備等活動体制に関すること
- (2) オフサイトセンターとの協議、連絡調整に関すること
- (3) 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- (4) 屋内退避及び避難の勧告、指示に関すること
- (5) 退避者及び避難者の緊急輸送対策に関すること
- (6) 災害情報の管理及び災害広報に関すること
- (7) 自衛隊の災害派遣等関係機関への要請に関すること
- (8) 隣接市町村との相互応援に関すること
- (9) 災害対策本部の廃止に関すること
- (10) その他必要な事項

3 本部会議の設置

本部会議室は原則として、本庁4階庁議室兼災害対策本部室とし、情報機能を確保するため次の資機材を配備する。

- (1) 電話（携帯電話）
- (2) パソコン
- (3) テレビ、ラジオ
- (4) 防災行政無線
- (5) 管内地図（25,000分の1、10,000分の1）、住宅明細図、原子力防災対策用地図（東海地区）
- (6) 情報、指令等標示板

4 指令等の伝達

本部長の指令等の各部各班への伝達は、各部連絡員を通じて行う。

第3 災害対策本部の配備・動員

1 配備

災害対策本部の配備は、原子力災害の状況を勘案し、緊急度、優先度の高いものから順次配備を行う。応急対策の実施に当たり、担当部班のみでは十分な対応ができない場合は、応援班及び当面の活動を要しない他の部班員を動員し、要員の不足する部班を増強して活動体制を整える。配備の種別は、警戒配備、緊急配備の2種類とする。

職員の配備体制基準

配備区分	配備体制	配備基準	配備担当部及び人員
警戒配備	各班は情報活動を円滑に行い、速やかに緊急配備に移行できる体制	原子力事業者より、原災法第10条に基づく特定事象発生 of 通報を受けたとき、又は本部長が必要と認めたとき	上記各部の全職員及び応援対策部を含めた全職員
緊急配備	災害応急対策活動を行うことができる体制	内閣総理大臣が、原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発令したとき、その他本部長が必要と認めたとき	

(1) 配備の発令

配備体制の種別については、本部長が本部会議に諮って決定し、各部連絡員を通じて各班長に伝達する。配備指令を受けた各班長は、各班員に伝達し配備体制をとる。

(2) 配備状況の報告

各班は、配備を完了したときは速やかに配備状況を各部連絡員を通じて各部長に報告し、各対策部長はこれを総務部長に報告する。

(3) 勤務時間外における配備

勤務時間外における配備については、本部長の配備指令に基づき人事班が各班長に連絡し、各班長は各班員に連絡し必要人員を確保する。

2 動員

(1) 配備人員の確保

本部長の発令する配備体制を確保するため、各班長は必要人員を動員し活動体制を整える。

(2) 動員状況の報告

各班長は、動員完了したときは速やかに動員状況を各部連絡員を通じて各部長に連絡し、各対策部長はこれを総務部長に報告する。

(3) 勤務時間外における動員

勤務時間外における動員については、本部長の動員指令に基づき人事班が各班長に連絡し、各班長は各班員に連絡し必要人員を動員する。

第6節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信・資機材等の確保

担 当	責 任 者	総務部長 公営企業管理者（上下水道部長）、教育長（教育部長）、市長公室長、 生活環境部長、保健福祉部長、消防長、産業経済部長、都市建設部長、 財政部長
	班	総務班、広報班、総務部庶務班、政策班、環境保全班、警防班、 消防部情報班、警備班、収容班、健康班、土木班、管理班、建築指導班、 農林水産班、給食班、救援物資輸送班、関係各部各班
	関 係 機 関	国（原子力規制委員会）、県、関係市町村、茨城原子力協議会、 原子力事業所、日立警察署、東日本電信電話茨城支店、茨城交通、 JR東日本、東京ガス日立支店、東京電力パワーグリッド日立事務所、 県トラック協会日立支部、日立市医師会、その他関係機関、事業所

第1 事故発生情報等の連絡

1 情報収集事態が発生した場合

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障あるいはそれに準じる事故・故障が発生した場合は、市をはじめ県、関係機関等に通報することとされている。
- (2) 原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。
- (3) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。
 また、情報収集事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

2 警戒事態が発生した場合

- (1) 原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。
 また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む地方公共団体に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請することとされている。
- (2) 市は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。
 また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

3 施設敷地緊急事態が発生した場合

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。

さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村への通報は、施設敷地緊急事態発生事業者が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

- (2) 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、関係地方公共団体、県警察本部及び公衆に連絡するものとされている。

また、PAZを含む地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。

- (3) 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- (4) 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡することとされている。

4 全面緊急事態が発生した場合

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとする。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては、簡潔・明瞭に行うよう努めるものとする。
- (2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。
- (3) 市はオフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

第2 警戒活動の開始

1 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の受報者

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受理した原子力安全対策課長は、下記事項について通報者に確認し、総務部長、各部長及び関係各課長に報告する。また、総務部長は市長及び副市長へ報告する。

- (1) 原子力事業所の名称及び場所
- (2) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生箇所
- (3) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生時刻
- (4) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の種類
- (5) 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状況等
- (6) その他、警戒事態及び施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

2 職員への周知及び対応策の協議

市長は、前項の通報を受けたときは、直ちに県原子力災害対策本部と連携し対策について協議する。

同時に、事故対応に必要な職員を招集し、災害対策本部を設置し対策について協議決定し、警戒活動を発令する。

なお、職員への周知については、災害対策本部員を通して行う。

第3 住民及び関係機関への事故発生の通報

1 住民への広報

災害対策本部は事故の発生を住民に知らせるとともに、次の情報・連絡を待つよう指示する。

広報の準備及び広報手段等は次のとおり

- (1) 関係者の招集
- (2) 広報内容及び放送の録音等の準備
- (3) 屋外無線放送による広報（アナウンサー配置、地区の選択等の検討）
- (4) 広報車両による広報（運転者、コース、拡声器等の準備）

2 関連機関等への連絡

災害対策本部は事故の発生を市内の防災関係機関等に連絡するとともに、次の情報・連絡を待つよう要請する。

第4 情報の収集・連絡

災害対策本部は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関等との情報の収集・連絡に当たり、必要に応じて住民への広報、関係機関等への連絡を行う。

第5 応急対策活動情報の連絡

1 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- (1) 原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- (2) 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- (3) 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- (4) 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- (5) 市は、国の現地事故対策連絡会議と連携を密にするものとする。

2 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

- (1) 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、関係都道府県の警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。

さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- (2) 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

- (3) 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- (4) 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

第6 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第7 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第8 放射線量率の監視・緊急時モニタリング

災害対策本部は、「環境放射線監視情報ネットワークシステム」により、固定局における空間線量率を継続して監視する。また、県で行う緊急時モニタリングについては、状況によっては県の要請に基づき協力するものとする。

第9 防護資機材及び安定ヨウ素剤の準備

災害対策本部は、防護資機材の準備とともに安定ヨウ素剤の配布準備を行い、災害応急対策に備える。

1 防護資機材

日立市役所本庁、多賀支所、日立・多賀・南部・北部消防署及び各出張所、上下水道部浄水課に配置してある各資機材を対応準備する。

2 安定ヨウ素剤

原子力災害時において安定ヨウ素剤を住民に対し迅速に配布するため次の2箇所に配置するとともに、PAZ圏内の学校等においては、児童生徒等が保護者への引き渡しが出来ずに避難が必要となった場合に対応するため分散して配置する。

(1) 分散配置先

ア 日立市役所防災倉庫

イ 日立市保健センター

ウ PAZ圏内の幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・大学

(2) 配布要領

基本的には、防災倉庫から一時集合場所へ搬送し、そこから住民に配布するものとする。原子力災害対策指針を踏まえ、国の指示により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

第10 警戒活動の解除

国並びに県原子力災害対策本部が、原子力施設の事故が終息し、災害応急対策態勢が必要ないと認めたとき、又は災害対策本部会議において災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき、本部長は警戒活動を解除する。併せて、災害対策本部を解除する。

第7節 活動体制の確立

担 当	責 任 者	総務部長 各部長
	班	総務班、関係各部各班
	関係機関	国（水戸原子力事務所）、県、関係市町村、茨城原子力協議会、 原子力事業所、日立警察署、東日本電信電話茨城支店、茨城交通、 JR東日本、東京ガス日立支店、東京電力パワーグリッド日立事務所、 県トラック協会日立支部、日立市医師会、その他関係機関、事業所

第1 市の活動体制

1 警戒事態に該当しない異常事態のための態勢

市は、警戒事態に該当しない事故・トラブルの連絡を受けた場合や、警戒事態に該当しない大規模災害（立地市町村で震度5弱以上の地震等）の場合、必要に応じて原子力災害情報連絡会議を設置し、担当職員の参集、情報の収集・連絡体制の確保等必要な体制をとるとともに、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図り、必要な措置を講ずるものとする。

2 事故対策のための警戒態勢

(1) 警戒態勢

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒体制本部を設置するものとする。

(2) 情報の収集

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡又は特定事象発生の通報を受けた場合、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

(3) オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに市の職員を派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

また、オフサイトセンターへ派遣した職員に対し、市が行う応急対策、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、支援・研修センター等との連絡調整、情報共有を行う。

(5) 国等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

3 災害対策本部の設置等

- (1) 市は、施設敷地緊急事態発生の通報があった場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ指定した場所に市長を本部長とする災害対策本部を設置するものとする。さらに、原則として、あらかじめ定められた責任ある判断の行える者を長とする現地災害対策本部をオフサイトセンターに設置するものとする。
- (2) 災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。
 - ・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
 - ・災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき。
- (3) 同時に、次のことを行う。
 - ・第4節に示す方法により、事故状況の住民への通報及び関連機関等への連絡を行うとともに、次の情報・連絡を待つように指示する。
 - ・原子力緊急事態宣言が発令された場合は、原子力災害合同対策協議会へ参加するために、本部長はオフサイトセンターへ職員を派遣する。
 - ・住民の屋内退避・避難計画等を含む住民防護計画の検討と住民防護活動の実施
 - ・環境放射線監視情報ネットワークシステムにより、固定局における空間線量率を継続して監視する。また、県、原子力事業者その他防災関係機関等との情報の収集・連絡に当たる。
 - ・放射線又は放射性物質による影響の範囲を検討する。

4 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行うものとする。

第2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、原則、市の代表者として副本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、市は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

オフサイトセンターに派遣された職員は、原子力災害現地対策本部との応急対策の実施方法等について国、県、県警機関と連携し、必要事項を市災害対策本部へ速やかに連絡をする。

本部長は、災害拠点施設の原子力災害合同対策協議会での協議に基づき緊急事態応急対策実施区域における応急対策を実施する。

災害対策本部は、オフサイトセンター・現地対策本部との連絡を密に保つため、専用の直通電話、FAX等を明示し、専任連絡者を配置する。専任連絡者は、オフサイトセンター・現地対策本部との交信内容を記録する。

第3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続に従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

第4 応援要請及び職員の派遣要請等

1 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

2 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

第5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

第6 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部（又は現地災害対策本部等）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 現地災害対策本部等の長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

(2) 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

(2) 市は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。

(3) 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンターにおいて、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。

(4) 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

(5) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第8節 住民、報道機関への広報活動

担 当	責 任 者	総務部長
		市長公室長、公営企業管理者（上下水道部長）、都市建設部長
	班	総務班、秘書班、広報班、支所班、調査班、各部庶務班
	関 係 機 関	国（水戸原子力事務所）、県、オフサイトセンター、茨城原子力協議会、原子力事業所等

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

第1 住民等への広報活動基本指針

本部長は、事故発生時の住民の混乱を防止し、適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係市町村、防災関係機関及び事故発生事業所と密接に連携して広報を行うものとする。

その際、次の点に留意する。

- 1 放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況など「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関へ情報を提供する。
- 2 住民が取るべき行動の指針（避難・屋内退避）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、本市が判断した後、直ちに住民や報道機関へ情報を提供する。
- 3 広報の基本的な内容は、オフサイトセンターの原子力合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。
- 4 情報の伝達手段は、防災行政無線（戸別受信機・屋外拡声子局）、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報する。
- 5 情報提供に空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防ぐため、市全域を対象として広報を行う。
- 6 情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等要配慮者に配慮し、外国語による放送等にも努める。

第2 住民等への情報伝達活動

- 1 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。
- 2 市は、住民等への情報提供にあたっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。
また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。

さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

- 3 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果等）、農林畜産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供するものとする。

その際、心のケア（メンタルヘルス）及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、住宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- 4 市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、県、周辺市町村及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

- 5 市は、情報伝達に当たって、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

- 6 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第3 住民等からの問合せに対する対応

市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第4 市が行う広報

本部長は、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、市の状況に応じた次の事項について広報を行う。また、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図る。

- 1 事故の状況及び環境への影響
- 2 国、県、本市、隣接市町村及び防災関係機関の対策状況
- 3 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
- 4 コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難所
- 5 その他必要と認める事項

第5 事故の段階に応じた広報

事故発生時における広報は、次に掲げる各段階に応じて、迅速かつ確かな広報を行う。

また、事故等の状況変化等については適宜その内容を広報するとともに、定期的な広報に努める。

- 1 事故発生時
- 2 施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）
- 3 防護対策区域設定時
- 4 事故等の状況変化があった場合
- 5 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

なお、各段階の広報において、特に留意すべき点は次のとおり。

- 1 事故発生後、初期の段階

ア 落ち着いて、指示を待つことが重要とした内容とする。

- 2 住民に具体的な行動を求める段階

ア 対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、対象地域を中心に重点的な広報を行う。

イ 避難、屋内退避等に際し、自家用車の使用による交通事故の誘発や交通渋滞中による被ばくを回避するため、自家用車の使用制限を呼びかける。

ウ 対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲に行う。

- 3 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

ア それぞれの措置の相違を具体的に説明する。

イ それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。

- 4 避難所等における広報

ア 退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第9節 避難、屋内退避等の防護措置

担 当	責 任 者	総務部長 教育長、市長公室長、産業経済部長、保健福祉部長、消防長
	班	総務班、広報班、管理班、農林水産班、学校教育班、福祉第2班、 収容班、警防班、警備班、各部庶務班
	関 係 機 関	国（茨城海上保安部）、県（茨城港湾事務所日立港区事業所）、日立警察署、 各漁業協同組合、日立ポートサービス、県トラック協会日立支部、 茨城交通、その他関係機関

第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

【原子力発電所の場合】

1 市は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うものとする。

2 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、PAZ内における避難の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うとともに、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととする。

また、市は、国の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。

3 市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合は、PAZ内の避難を行うこととし、住民等に対する避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

また、市は、PAZ内の避難の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

なお、市長は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

4 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難等の緊急事態応急対策の実施について、助言等又は指示を行うこととされている。

国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

5 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、市は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

6 市は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

7 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力のもと、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

8 市は、災害の実態に応じて県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

1 市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣の指示に従い又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

2 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

3 市は、避難のための立退きの指示を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

4 市の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県が受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。

この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所等となる施設を示すこととされている。

第2 避難屋内退避等の基準

放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから住民を防護するため、状況に応じ、住民に対して「自宅等への屋内退避」、「避難」又は「一時移転」の措置を講ずる。

次に、避難・屋内退避等の基準を示す。

退避・屋内退避等の基準

基準の種類	基準の概要	初期設定値 (注1)	防護措置の概要
O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) (注2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 (注3) の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率) (注2)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内に一時移転を実施

(注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

(注2) 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

(注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される屋外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

第3 退避及び避難のための活動体制

1 組織・編成及び担当地区

防護対策区域住民に対する退避及び避難等の指示、誘導広報等の措置は警備班が担当し、広報については、広報班の指示により、関係各部各班が行うものとする。

2 運用

運用においては、警察と連携を図り、必要に応じて自衛隊、その他関係機関の応援、協力を要請する。

第4 避難所

1 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

2 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。

3 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

4 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県と連携し、避難所における被災者は、生活環境の激変に従い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、市は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

なお、市は県と連携し、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

5 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県の協力のもと、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し台、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性の子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

6 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

7 市は、市域の一部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、県の協力のもと、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入りに配慮するものとする。

また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

第5 広域一時滞在

1 市は被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、原則として、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるとともに「災害時における相互応援に関する協定」を締結している他の都道府県の市町村への受入れを当該市町村と直接協議する。

2 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。

3 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

4 国は、市及び当該市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市に代わって行うこととされている。

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】

1 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。

2 避難対象区域を含む市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

- 1 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- 2 市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

第7 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

第8 要配慮者への配慮

- 1 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。
- 4 市は、要配慮者等が避難及び一時移転等に時間を要する場合においては、県と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	種別	所在地
水木交流センター	公民館	水木町2丁目23番20号
大沼交流センター	公民館	東金沢町5丁目7番1号
南部支所	庁舎	久慈町7丁目1番1号

第9 防護対策区域への立入り禁止措置

- 1 警戒区域の設定

本部長は、防護対策区域を指定した旨の通知を受けた場合において必要と認めるときは、県本部長の指導助言を得て、原災法第28条第2項の規程に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定により、警戒区域を設定する。

- 2 警戒区域への進入禁止等

本部長は、警戒区域を設定したときは、直ちに活動要員を必要地点に派遣して、警戒区

域の表示及び進入禁止等の措置を講ずる。

なお、当措置は日立警察署長と連携して表示板、表示ロープ等を用いて適切に行う。

3 警戒区域に係る広報等

本部長は、警戒区域を設定したときは、直ちに進入禁止等の措置を講ずる旨を防災関係機関等へ通知するとともに、住民への広報を行う。

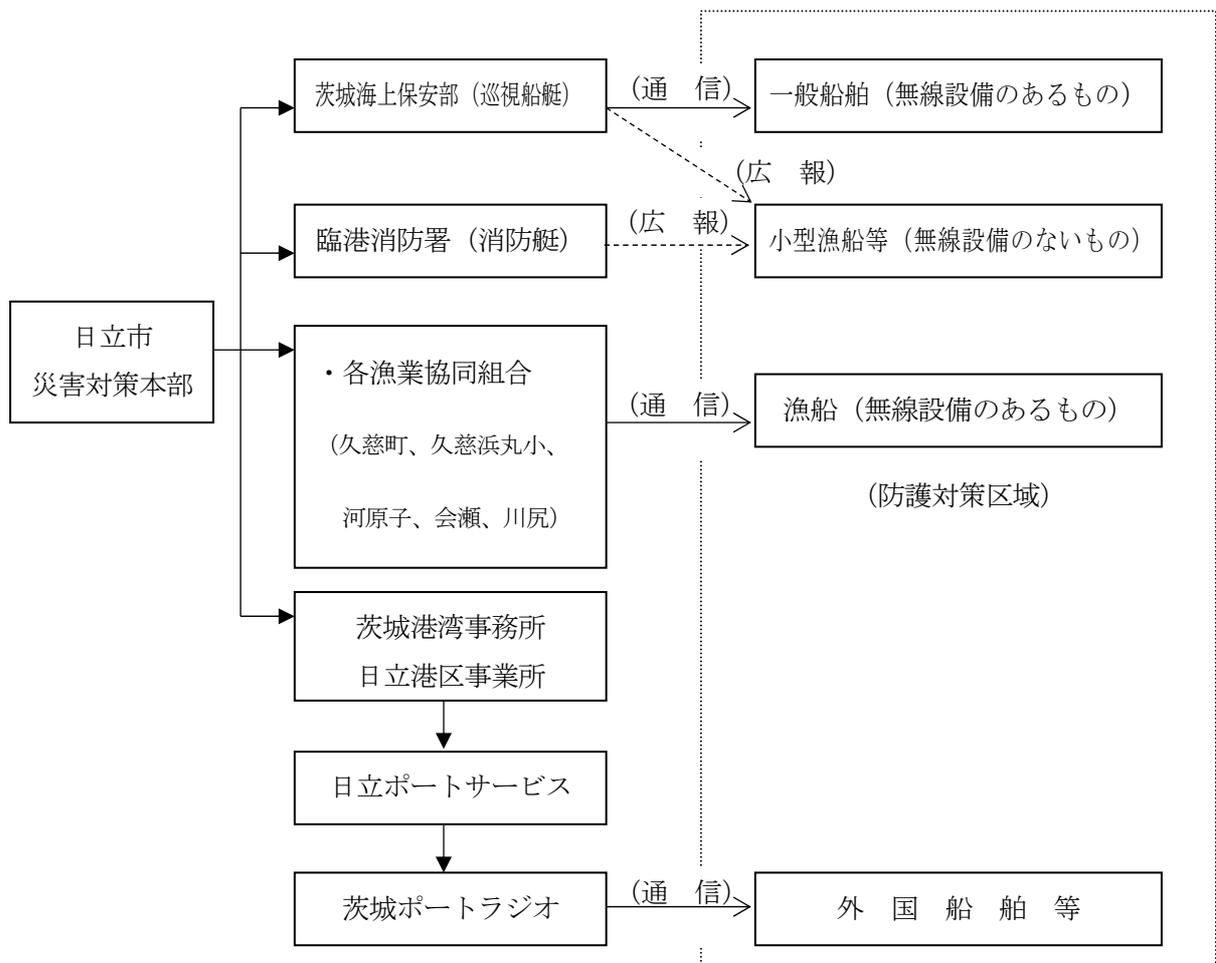
第10 海洋上の漁船及び一般船舶に対する措置

海洋上の漁船及び一般船舶に対する防護対策海域への進入制限及び防護対策海域からの避難の指示は、茨城海上保安部、各漁業協同組合等関係機関から、無線設備により指示する。

なお、小型漁船等無線設備のない船舶に対する連絡及び指示は臨港消防署の消防艇が各漁業協同組合の協力を得て行うほか、茨城海上保安部の巡視船艇により行う。

また、外国船舶等への連絡及び指示は、日立港湾事務所に要請し、日立ポートサービス(株)及び茨城ポートラジオを通じて連絡指示する。

漁船及び船舶に対する連絡系統



第11 警戒区域の設定、退避及び避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

市は、警戒区域若しくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が侵入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

1 屋内退避の指示及び広報

本部長は、県及び国（オフサイトセンターが立ちあがった後は、同センターの原子力災害合同対策協議会の協議結果）から管内の区域について、屋内退避地区に指定した旨の通知を受けたとき又は独自の判断で、当該地区の住民に対し、直ちに防災行政無線及び広報車等により広報活動を実施し、屋内退避を指示する。

(1) 指示及び広報体制

屋内退避の指示及び広報活動は、前記第3「退避及び避難のための活動体制」に定める組織・編成及び担当区分によるほか、災害の状況に応じて機動的、集中的な運用を行う。

(2) 指示及び広報の内容

指示及び広報は、次に掲げる事項について行う。

ア 事故発生の時刻及び施設

イ 災害及び応急対策の状況

ウ 屋内への退避

エ 遵守事項

①窓、扉等開口部の閉鎖、換気の停止

②災害対策本部の指示、広報及びテレビ、ラジオへの注意

③デマに対する注意

④電話の使用制限

⑤摂取制限対象物の摂取制限

(3) 周辺地区に対する広報

屋内退避地区住民に対し、退避の指示を行ったときは、周辺区域についても広報を行い、混乱の防止を図るとともに応急対策の協力を要請する。

なお、広報は次に掲げる事項について行う。

ア 事故発生の時刻及び施設

イ 災害及び対策の状況、予測

ウ 応急対策の実施状況

①防護対策地域の範囲及び対策の内容

②立入り禁止及び交通規制の範囲

エ 遵守事項

①災害対策本部の指示、広報及びラジオ、テレビへの注意

②デマに対する注意

③電話の使用制限

2 避難の指示及び広報

本部長は、県本部長及び国（オフサイトセンターが立ちあがった後は、同センターの原子力

災害合同対策協議会の協議結果) から管内の区域について避難地区に指定した旨の通知を受けたとき又は独自の判断で、当該地区の住民に対し、集合場所及び避難先(所)を示して避難を指示する。避難者の輸送は、自家用車又は茨城県等から配車する車両を用いる。

(1) 指示及び広報の内容

避難の指示及び広報は、次に掲げる事項について行う。

- ア 事故発生の時刻及び施設
- イ 災害及び対策の状況
- ウ 集合場所及び避難先(所)
- エ 遵守事項

- ①火の元の始末及び戸締り
- ②市職員及び警察官の誘導に従うこと。
- ③デマに対する注意
- ④携行品の制限
- ⑤電話等の使用制限

(2) 避難所の指定及び開設

避難所として定めている施設のうちから、避難受入可否等の照会をしたのち、本部長が指定する。

避難地区及び避難施設を指定したときは、保健福祉部長は直ちに避難所班及び応援班を派遣して避難所を開設する。

第12 避難の誘導

1 誘導員の配備

住民の避難所への誘導は、警備班を居住区域及び退避所、又は集合場所に至る経路の要点に配備して行う。誘導のための組織、編成においては、状況に応じ応援班を動員し機動的及び集中的運用を行う。

2 誘導員の留意事項

- (1) 本部の指示に基づく行動及び臨機応変の処置
- (2) 集合場所及び避難所の明確な指示
- (3) 心理的動揺の防止
- (4) 住民の協力要請
- (5) 警察官との協力

3 誘導員の装備及び携帯資料

- (1) 車載型拡声器(広報車、消防車等)
- (2) 携帯拡声器
- (3) 無線機
- (4) 表示板、表示ロープ、旗
- (5) 放射線測定器(ポケット線量計、アラームメータ等)
- (6) 防護服、防護マスク、手袋
- (7) 管内地図、地区別世帯数、人口、退避所、集合場所、避難所等の資料

第13 避難誘導員等の防護対策

本部長は、進入制限、避難者の誘導等に従事する要員に対し、県本部長と連携をとり防護マスク、個人線量計等必要な資機材を携帯させ、被ばく防護について万全の対策を講ずるものとする。

第14 乳幼児、妊婦に対する措置

保育園、幼稚園の園児及び小学校児童の在校時における退避及び避難の連絡指示は、本部長の指示により担当部課が行う。

なお、就園前の幼児、児童の帰宅時及び妊婦に対する広報は、広報班及び関係各部各班が実施するが、退避及び避難の方法、施設等については、一般成人と同様とする。

1 屋内退避

屋内退避の指示を受けた各保育園、幼稚園の園長及び小学校の校長は、全ての教職員を動員し、園児、児童をその園舎、校舎内に退避させる。

2 避難

避難の指示を受けた保育園、幼稚園の園長及び小学校の校長は、全ての教職員を動員し、市及び関係機関の協力を得て、園児、児童を屋内に退避させ、緊急輸送用車両の到着を待つ。

第15 避難者の緊急輸送

1 輸送用車両の調達等

緊急輸送用車両の調達、配車、運行、運転手の確保については、県が中心となるで行う。

2 応援、協力の要請

本部長は、市内の地区が避難地区に指定されたときは、直ちに避難者の輸送に適した車両を保有する事業所、団体等及び輸送業者（茨城県が確保するものを除く。）に対して緊急輸送の協力を要請する。

3 一時集合場所

自家用車による避難が困難な住民が、避難する地区単位ごとにバス等により避難先に避難するために、一時集合場所を開設する。

第16 避難所の運営

避難所の運営は避難所班が、関係各部各班の協力を得て行う。

1 施設の開設

避難所の開設は、避難所施設管理者の協力を受けて速やかに行う。なお、避難所の開設が予想されるときは、施設の管理者への連絡を行うものとする。

2 避難収容者の把握

避難所班及び関係各部各班は、避難者人員を把握し、「避難収容者名簿」（資料様式第1号）により整理し、保健福祉部長に報告するとともに、「被災地住民行動記録票」（資料様式第2号・3号）の資料とする。

第17 飲食物、生活必需品等の供給

1 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

2 市は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

3 市及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第10節 救助・救急、消火及び医療活動

担当	責任者	保健福祉部長 消防長
	班	保健班、保健福祉部庶務班、消防部庶務班、警防班、警備班
	関係機関	県、日上市医師会

第1 救助・救急及び消火活動

- 1 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行えるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- 2 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。
- 3 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請するものとする。
 - ①救急・救助及び火災の状況及び応援要請の理由、応援の必要期間
 - ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
 - ③市への進入経路及び集結（待機）場所 など

第2 医療措置

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時被ばく医療について協力するものとする。

第3 救護所への協力

- 1 市は、県が避難所等に設置する救護所において実施する設置運営、避難退域時検査及び救護活動に協力する。また、県と協議のうえ、必要に応じ救護所を別途設置する。
- 2 市が設置する救護所の医師は、放射線被ばくに関連する医療措置が必要と認められる者を、県が設置する救護所に移し、初期被ばく医療の対応を求める。緊急被ばく医療については、茨城県緊急被ばく医療活動マニュアルを準用する。

第11節 治安の確保及び火災の予防

担当	責任者	総務部長、消防長、市長公室長
	班	総務班、消防部庶務班、警防班、警備班、市長公室庶務班
	関係機関	県（警察本部）、日立警察署、茨城海上保安部、自衛隊

市は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第 12 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等

担 当	責任者	総務部長
		公営企業管理者、産業経済部長
	班	総務班、農林水産班、上下水道部庶務班、水道班、浄水班
	関係機関	国、県、オフサイトセンター

本部長は、飲料水、農畜水産物等の放射線汚染があったとき又はその恐れがあるときは、次によりその摂取、採取、集荷、販売等を禁止又は制限し被ばくを防止する。

- 1 市は、住民等に対する U P Z 内の屋内退避又は立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- 2 市は、原子力災害対策指針に基づいた避難退域時検査基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- 3 市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

第 1 禁止及び制限措置の基準

飲料水、農畜水産物等の摂取等の禁止及び制限は、緊急時モニタリング等の結果等に基づく県本部長の指示により行う。飲食物等の摂取制限に関する指標については、次のとおりである。

なお、オフサイトセンターが立ちあがった後、同センターの原子力災害合同対策協議会において、飲食物等に関する措置について協議し、当該措置について結論を得た場合には、国から県への指示又は県本部長から所在関係市町村長への指示があったものとみなすものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 (注 1)			防護措置の概要
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg (注 2)	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

(注 1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる O I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には O I L の初期設定値は改定される。

(注 2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象

第 2 禁止及び制限措置の実施体制

1 飲料水の摂取制限等

飲料水の摂取等の禁止及び制限は次により行う。

(1) 汚染飲料水の使用禁止

ア 上水道の緊急給水停止

市上水道施設が汚染した場合は、汚染施設の取水及び給水を停止する。緊急給水停止期間は本部会議に諮って決定し、公営企業管理者が指示する。

イ 上水道の使用禁止

緊急給水停止措置によっても、なお汚染水が供給されてしまった場合は、当該系統の上水道の使用を禁止する。

ウ 井戸等の使用禁止

県本部長から使用禁止の指示を受けた区域内に所在する井戸等の使用を禁止する。

(2) 禁止指示の伝達等

緊急モニタリング等の結果に基づく、県本部長の指示による飲料水の飲用禁止措置の伝達広報は、防災行政無線、広報車等によって行う。伝達すべき内容は次のとおりである。

ア 禁止する施設及び区域

イ 禁止する理由

ウ 今後の見込み

エ 応急給水

上水道の使用を禁止した区域に対して、被害を受けていない施設を使用して搬送による応急給水を行う。

給 水 設 備	容 量	数 量	常 備 場 所
給 水 タ ン ク	1 トン	6 基	「会瀬配水場」 会瀬町 3-13-18
給 水 タ ン ク	2 トン	1 基	
ポ リ 容 器	20 リットル	700 個	
ポリエチレンパック	10 リットル	10,000 枚	
ウォーターバルーン	1 トン	1 袋	
ウォーターバルーン	2 トン	10 袋	
給 水 タ ン ク	1 トン	1 基	「十王浄水場」 十王町友部 808

2 農畜水産物の摂取制限等

農畜水産物の摂取制限等の禁止及び制限措置は次により行う。

(1) 集出荷機関への指示

県本部長から農畜水産物の摂取禁止又は制限の指示があった地域、若しくは、汚染の恐れが予想される地域について、農畜水産物の集出荷を制限する指示を行う。指示の伝達は農林水産班が電話により行う。

(2) 一般農家への指示

市場等に出荷しない農畜水産物の摂取、採取の予想される一般農家等に対する摂取制限の指示は、防災行政無線及び広報車等により農林水産班、総務部が行う。

第 13 節 緊急輸送活動

担 当	責 任 者	総務部長 保健福祉部長、消防長、財政部長
	班	総務部各班、保健班、救援物資輸送班、調達班、警防班、警備班
	関係機関	国、県、県トラック協会日立支部、日立市医師会、茨城交通

第 1 緊急輸送活動

本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急調達を行うものとする。

第 1 順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町の災害対策本部長（又はその代理者）、対応方針を定める少人数グループのメンバーなど
第 2 順位	避難者の輸送（PAZ など緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む。）及び資機材の輸送
第 3 順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第 4 順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第 5 順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

第 2 緊急輸送の範囲

- 1 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- 2 避難者等の搬送
- 3 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- 4 放射線防護対策施設、避難所を維持管理するために必要な人員、資機材
- 5 一般医療機関、第二次緊急医療機関、第三次緊急医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- 6 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- 7 その他、緊急に輸送を必要とするもの

第 3 緊急輸送体制の確立

- 1 市は、市域の一部又は全部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- 2 市は、市域の一部又は全部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、人員、車両等の調達に関して、関係各機関のほか、国、自衛隊、海上保安庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとする。

- 3 市は、市域の一部又は全部が避難対象区域に含まれることとなった場合、2によっても人員、車両等が不足しているときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第 4 緊急輸送のための交通確保

県警察及び避難対象区域を含む市道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第 14 節 要配慮者の対応

担当	責任者	保健福祉部長 生活環境部長
	班	保健福祉部庶務班、福祉第 1・第 2 班、生活環境部庶務班
	関係機関	市社会福祉協議会、自主防災組織、その他関係機関

第 1 広報

本部長は、視聴覚障害、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、ホームページ等を活用し、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

第 2 避難・屋内退避等

- 1 市は、必要に応じて、避難行動要支援者に対して車両による搬送、受入体制の充実している施設への搬送等の措置を講じる。
その場合、自主防災組織の協力を得るほか、警察、自衛隊等の関係機関やその他の原子力事業所へ協力を要請する。
- 2 市は、社会福祉施設等管理者から避難・屋内退避等についての援助要請があった場合は、関係機関、自主防災組織等と協力してこれにあたる。
- 3 市は、自主防災組織、ボランティア、地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所等の避難行動要支援者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提供する。
- 4 市は、必要に応じて、精神医学等の専門家、ボランティアの協力を得て、避難行動要支援者の心のケア対策を実施するよう努める。
- 5 市は、避難所等の外国人に対し、語学ボランティア等の協力を得て定期的な情報提供に努める。

第 3 避難における配慮

- 1 市は、県及び関係機関と協力し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関しては、避難行動要支援者等及び一次滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。
また、避難行動要支援者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- 2 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は医療機関へ転院させるものとする。
- 3 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。

第 3 章 緊急事態応急対策

第 14 節 要配慮者の対応

第 15 節 職員の被ばく管理、行動記録

- 4 市は、要配慮者等が避難及び一時移転等に時間を要する場合には、県と連携し、放射線防護対策工事を実施した下表の施設を活用するものとする。

施設名	種別	所在地
水木交流センター	公民館	水木町 2 丁目 23 番 20 号
大沼交流センター	公民館	東金沢町 5 丁目 7 番 1 号
南部支所	庁舎	久慈町 7 丁目 1 番 1 号

第 4 学校施設等における避難措置

学校施設等において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。

また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

第 5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興業場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

第 15 節 職員の被ばく管理、行動記録

担 当	責 任 者	総務部長
	班	総務班、人事班、各部庶務班、各部各班

- 1 放射線被ばくが考えられる災害活動を行う場合には、個人線量計を装着し、個人被ばく線量を測定するとともに行動記録を個人毎に作成する。
- 2 本部員あるいは職員の活動が内部被ばくを受けると予想される場合には、防護マスク、防護服の配布を行い、防護マスク、防護服の着用を必要とする区域を指定する。
- 3 災害対策本部の各班は、日報、行動記録等を災害対策本部へ提出する。
 - ※ 原子力災害対策活動班日報 (様式 3)
 - ※ 行動記録票 (様式 4)

第 16 節 支援要員の派遣要請

担当	責任者	総務部長
	班	総務班
	関係機関	原子力事業所、関係市町村、その他関係機関

- 1 本部長は、状況に応じ原子力事業者へ支援要員の派遣及び機材等の支援を要請する。
- 2 本部長は、状況に応じ関連市町村から協力要請を受けた場合、できる限り協力を行う。また、必要に応じて近隣市町へ協力を要請する。
- 3 本部長は、状況に応じオフサイトセンターに専門家の派遣を要請する。

第 17 節 被害状況の調査、確認

担当	責任者	公営企業管理者、産業経済部長
	班	上下水道部庶務班、水道班、農林水産班

- 1 本部長は、原子力災害現地対策本部の指示に基づき、飲料水、農作物等についての摂取制限ないしは採取制限等が必要になるときは対象品目、該当区域、制限期日を明示し、関係機関及び住民に通知する。
- 2 本部長は、上記 1 に関し、農作物、牛乳等で廃棄処分とされるものについては関係機関にてその記録を残すよう指導する。

第 18 節 ライフライン施設の応急対策

担 当	責 任 者	公営企業管理者 保健福祉部長、総務部長、市長公室長、消防長
	班	上下水道部庶務班、水道班、下水道班、浄水班、広報班、警備班、保健班
	関係機関	東日本電信電話茨城支店、東京ガス日立支店、東京電力パワーグリッド日立事務所

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動又原子力事故時における被災（避難）者の生活確保など、応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。また、応急対策について本節の定めのない事項については、日立市地域防災計画（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害対策計画編）に準拠するが、原子力災害は人間の五感に感じないため特に注意が必要である。次に、応急対策の着眼点を示す。

第 1 各ライフライン施設共通の応急対策

- 1 原子力事故発生の通報を受けたときは、施設利用者及び従業員の安全を最優先とした対応をとるものとする。
- 2 情報の収集と従業員及び関係機関（者）への速やかな連絡
- 3 対応要員の確保
- 4 応急活動にあっては、原子力資機材（ポケット線量計、サーバイメータ等）を携帯する。

第 2 各ライフライン施設の応急対策

- 1 電力施設関係
電力停止時の代替措置
- 2 電話施設関係
 - (1) 災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否確認を可能とする災害用伝言ダイヤル「171」の提供及び臨時電話（原子力災害時用）の開設
 - (2) 非常用公衆電話の設置
- 3 上水道施設関係
水源が汚染された場合等の応援給水の要請等
- 4 下水道施設関係
電力停止時のポンプ場機能対応等
- 5 交通流通機関等
事故発生に伴い、運行前、運行中車両への緊急連絡（防護対策区域への進入禁止に伴う運行中止及び運行ルートの変更等）

第 19 節 自発的支援の受入れ

担 当	責 任 者	市長公室長、保健福祉部長、財政部長
	班	政策班、保健福祉部庶務班、財政部庶務班、財政部会計班
	関係機関	県、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会、指定金融機関、NHK水戸放送局、茨城放送ほか報道機関、その他関係機関

大規模な災害発生が報道され、国内・国外から寄せられた多くの善意の支援申し入れに対して、市は、適切に対応する。

第 1 ボランティアの受入れ

市は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第 2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。

また、現在の需要状況を勘案し、同リストを逐次改訂するよう努めるものとする。

国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資となるよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

2 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第 20 節 行政機関の業務継続に係る措置

担 当	責 任 者	総務部長
		各部長
	班	総務班、関係各班
	関係機関	国、県

1 市は、市域の一部又は全部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、庁舎の所在地が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた避難先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

2 市は、市域の一部又は全部が避難対象区域に含まれることとなった場合は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。